

令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、村民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、老朽化した空き家を除却する者に対し、令和8年度予算の範囲内において、西目屋村空き家等除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅又はこれと同様の状態にある住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 西目屋村空き家台帳 村が村内の空き家を調査し整備した台帳をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き家等の除却を行う工事をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けて行うもの
- (3) 公共事業により、空き家等の解体又は除却に要する費用が補償の対象となっているもの（空き家等の一部が当該補償の対象となる場合は、当該補償の対象となる部分に限る。）
- (4) 空き家等の一部を除却するもの
- (5) 現に人が居住している住宅と同一敷地内にある空き家等を除却するもの
- (6) 事業の完了予定が、令和9年2月1日以後のもの
- (7) その他補助事業として適当でないと村長が認めるもの

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、西目屋村空き家台帳に登録された空き家とする。

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人（認可地縁団体を含み、営利を目的とする法人を除く。以下同じ。）とする。

- (1) 補助対象物件の所有者
 - (2) 補助対象物件の所有者が死亡していた場合は、その相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象物件の除却についての同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業となることができない。
- (1) 公租公課を滞納している者
 - (2) 所有者が複数ある補助対象物件の除却について、全ての所有者の同意を得ていない場合
 - (3) 相続人が複数ある補助対象物件の除却について、全ての相続人の同意を得ていない場合
 - (4) 所有権以外の権利が設定されている補助対象物件の除却について、全ての権利者の同意を得ていない場合
 - (5) 前4号に掲げる者のほか、村長が適当でないとするもの

(補助事業に係る工事施工業者)

第6条 補助事業に係る工事は、建築業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却に要する費用とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は400,000円のいずれか少ない額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯に対して1回限りとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）を村長へ提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
 - (2) 位置図及び写真

- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積のわかる書類
 - (4) 補助対象物件の所有者又は相続人であることを証する書類
 - (5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他団体からの申請の場合を除く。）
 - (6) 誓約書（様式第2号）
- 3 第1項の申請書の提出期間は、令和8年12月28日までとする。
 - 4 交付申請は、令和8年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。
 - 5 村長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第10条 村長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を村長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。
- (5) 補助事業に係る工事は、第6条に規定する者に発注すること。この場合において、当該者に対し、工事の全部の施工を第三者に委託させ、又は請け負わせないこと。
- (6) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出が必要な場合は、当該届け出をすること。

（交付決定）

第11条 村長は、第9条の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付の決定を行い、令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに令和8年度西目屋村空き家等除却促進事業費補助金事業完了（廃

止)実績報告書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真(施工前、施工中及び施工後の状況写真が確認できるもの)
- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

3 村長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、令和8年1月31日とする。

5 村長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、施工業者等に対し報告を求め、現地確認調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第13条 村長は、前条の規定による完了の報告があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、令和8年度西目屋村定住促進空き家対策事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、令和8年度西目屋村定住促進空き家対策事業費補助金請求書(様式第8号)を村長に提出して行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。